

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

神奈川県横須賀市内川二丁目5番50号

株式会社リフレックス

代表取締役 本田 雅昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三 村 申 命

許可の年月日 令和元年6月11日

許可の有効年月日 令和6年6月10日



## 1. 事業の範囲

積替え又は保管の有無

無し

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの）

廃石綿等

ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

(裏面に続く)

## (裏面)

廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ  
該当無し

3. 許可の条件  
無し

4. 許可の更新又は変更の状況  
令和元年6月11日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無  
市名 - 許可番号 -

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)